

資料提供
滋賀労働局発表 令和6年12月18日

担当	滋賀労働局労働基準部	
	健康安全課長	枘谷佳幸
	地方産業安全専門官	小山哲平
	電話：077-522-6650	



冬季の転倒災害に注意しましょう

～ 令和6年度 年末年始無災害運動期間中の災害防止徹底を ～

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）では、令和6年度 年末年始無災害運動の実施期間（令和6年12月1日から令和7年1月15日）に合わせて、冬季に多発している転倒災害への注意を呼びかけています。

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で展開されており、本年度で54回目を迎えます。

令和6年の滋賀県内における休業4日以上死傷災害（新型コロナウイルス感染症関係を除く）は11月末日現在で1,205件と、前年同期比で1.5%減少していますが、この内「転倒」による災害は297件と全体の約24.6%を占めております。

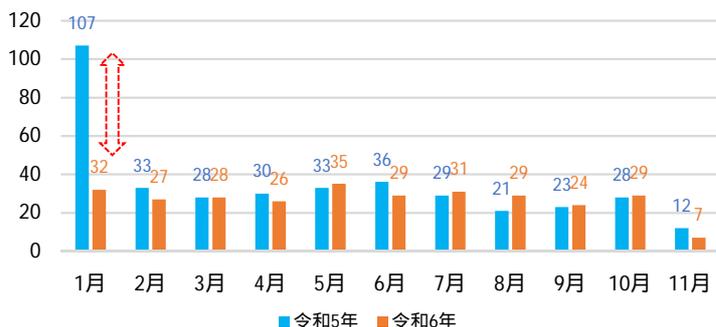
転倒による災害の件数自体は令和5年11月末日時点の380件に比べると21.8%も減少しておりますが、この背景には暖冬により1月の件数が大幅に減少した側面が挙げられます。比較的暖冬であった本年1月に比べ、令和5年の1月は、特に下旬の大雪と気温の低下により凍結した地面等で足を滑らせて転倒する災害が多発しました。

長期予報等によると、今年は冬型の気圧配置が強まることが予想されており、令和5年と同様に、**降雪と気温の低下により、屋外における転倒リスクが大幅に上昇する恐れがあります**ので、今後、県内事業者に対して、**年末年始を中心とした降雪が予想される期間中における転倒災害防止対策のさらなる実施**を呼びかけていきます。

ポイント

県内の冬季における転倒労働災害の発生状況

(1) 滋賀県内の令和5年・6年における月別の転倒労働災害の発生件数



1月を比較すると、比較的暖冬であった令和6年に比べ、厳冬であった令和5年は大幅に転倒災害の件数が増えています。

今年は冬型の気圧配置が強まる長期予報等により、令和5年同様に転倒災害が増える危険性が懸念されます。

(2) 滋賀県内の令和5年1月における転倒災害の発生状況



令和5年は、1月25日の大雪とその前後で氷点下まで下がった気温により地面等が凍結した結果、足を滑らせて転倒した死傷災害が多発しました。

（ここでは、冬季の降雪・低温により凍結した地面等で足を滑らせて転倒したものを「冬季要因転倒」、それ以外を「通常転倒」と呼びます。）